図書館法の専門的職員に関する規定の考察* 一図書館法第4条,第5条,第13条について一

薬袋秀樹

図書館法第4条,第5条,第13条は公立図書館の専門的職員の職務,資格,配置について規定している。本稿の目的は、これらの条文の趣旨と問題点を、関係文献の検討と 学芸員、社会教育王事等との比較によって明らかにすることである。結果として次の5 点が明らかになった。

- (1)司書・司書補の職務内容,等級と職務分担,資格の要件と取得方法,配置のいすれの点にも不十分な卢が見られる。
- (2)資格取得に必要な学歴水準が低いにもかかわらす、取得方法が弾力性に欠ける。
- (3)判断を要しない職務を担当する職員に関する有効な規定がない。
- (4)重要な文書である「司書およひ司書補の職務内容」が取り上けられてこなかった。
- (5)社会教育主事、字芸員等の他の専門的職員との比較が行われてこなかった。

目 次

はしめに

- 1 専門的職員の意義と職務(図書館法第4条)
- 11 専門的職員の育義 (第1項)
- 12 司書の職務 専門的事務 (第2項)
- 13 司書補の職務(第3項)
- 14 地方自冶法,教育公務員特例法と司書
- 2 専門的職員の資格 (図書館法第5条)
- 21 司書の資格 (第1項)
- 22 司書補の資格 (第2項)
- 3 専門的職員と図書館長の設置と職務(図書館法 第13条)
 - 31 専門的職員の設置 (第1項)
 - 32 司書・司書補の配置 (第1項)
 - 33 図書館長の職務 (第2項)
- 4 考察
- 41 司書の職務と権限
- 42 司書の資格
- 43 司書の配置
- 4.4 従来の研究方法
- * 1997年5月27日受理
- ** みない ひてき 図書館情報大学

4 5 結論

おわりに

庄・引用文献

はじめに

公立図書館の専門的職員の職務,資格,配置などの制度については,これまで様々な形で議論されてきた。近年,国の審議会でも養成の改善方策等について審議が行われ,1996年4月には報告が出され¹⁾,1996年8月には文部省令等の改正が行われている。また,地方分権や規制緩和の観点からも論議されている。この問題に関する論議の出発点は,公立図書館の専門的職員について規定した図書館法の条文,第4条,第5条,第13条である。これまで,これらの条文については図書館法の解説書と解説記事で論じられ,近年では,久保輝巳²⁾,稗貫俊文³⁾,塩見昇⁴⁾,前川恒雄⁵⁾が論してきたが,いずれもそれほどくわしいものではなく、体系的に論しられているとはいえない。

本稿では、図書館法の第4条、第5条、第13条 の趣旨と問題点を明らかにするために、①関係文 献の検討,②社会教育関係法規(主に博物館法における学芸員,社会教育法における社会教育主事に関する規定)等との比較の2つの方法によって考察する⁶⁾。②は、職務の性格や配置の実態は異なるが、法令の規定に限定して取り上げる。

なお、図書館法第13条第3項が規定する図書館 長の司書資格は、規制緩和や地方分権との関わり が強いため別の機会に論ずる。また、人名に付記 した所属は発表当時のものである。

専門的職員の意義と職務(図書館法第4条)

1.1 専門的職員の意義(第1項)

図書館法の立法に際しては、司書・司書補からなる専門的職員が非常に重要なものとして位置づけられた。西崎恵(文部省社会教育局)は、図書館法制定直後に、専門的職員の重要性について、"図書館の活動の将来は、司書の活動如何によって大きく左右されると言っても過言ではあるまい"70と述べ、図書館法の立案を担当した井内慶次郎(文部省社会教育局社会教育課)は、1954年に、"いかに美しい理念が描かれ、立派な資料が収集され、施設や設備が整備されても、これに伴って人的条件が整備されなけれは如何なる前進もあり得ない。図書館活動についても全く同じであって、図書館奉仕の理念も、これを実現してゆく職員を確保することができなければ、砂上楼閣の夢となる"80と指摘している。

1.2 司書の職務:専門的事務(第2項)

121 専門的事務の概念

図書館法第4条第2項では、司書の行う専門的事務について、"司書は、図書館の専門的事務に従事する"と規定しているが、専門的事務の内容は規定していない。神本光吉(法政大学)は、1974年に、図書館の専門的事務とは何かを図書館法上明記しなかったことが専門職制を確立する上て禍根を残したこと、基本的な専門的事務は成文化する必要があったことを指摘している⁹⁾。大崎仁(文部省初等中等局職業教育課)は、1970年に、図書館法第3条の各号に掲げる事項に関する専門的事務はすべて司書の職務に含まれると述べてい

る100。"図書館法第3条の各号その他に関連する事業についての専門的事務を行う"と規定すれば、この趣旨を生かすことができたと思われる。なお、1992年の「公立図書館の設置及び運営に関する基準」(以下1992年基準という)では、第2章7(3)で"資料の収集、整理、保存及び提供、情報サービスその他の専門的業務"と具体的に規定している。これは神本などの批判に応えるものといえる。

学芸員の場合は、博物館法第4条第4項で"博 物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他 これと関連する事業についての専門的事項をつか さどる"と規定している。図書館法と比べて具体 的な内容を規定していること、調査研究を含んで いることが特徴である。博物館の事業については 博物館法第3条で規定しており, 第4号で博物館 資料に関する専門的,技術的な調査研究,第5号 で博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研 究, 第6号で博物館資料に関する案内書, 解説書, 調査研究の報告書等の作成をあけている。社会教 育主事の場合は、社会教育法第9条の3第1項で "社会教育を行う者に専門的技術的な援助と指導 を与える"と図書館法よりもやや具体的に規定し ている。学芸員には調査研究, 社会教育主事には 指導の職務がある点が特徴である。図書館法は第 3条て図書館奉仕の内容について規定しているが. 調査研究や指導は含まれていない。

このように、司書の専門的事務の内容は不明確 てあり、調査研究が含まれていない。司書の専門 性を確立するには、専門的事務の内容を明確にす るとともに、可能な範囲で調査研究を重視する必 要がある。1992年基準では「第3章都道府県立図 書館」に「5 調査・研究開発」の項目がある。 都道府県立図書館の専門的職員の職務には調査・ 研究開発が含まれることになる。これは、都道府 県立図書館に限られてはいるが、司書の職務内容 をより専門的なものとするための第一歩である。 122 司書・司書補の職務内容

司書と司書補の職務の内容を示した文書として 「司書および司書補の職務内容」(文部事務次官通 牒)が図書館法制定5か月後の1950年9月に出さ れている。これは、司書・司書補の職務133項目 を挙け、総務的職務、整理的職務、奉仕的職務の 3項目に分類したものである。このうち、96項目

は司書が行うか、司書の事前の指示と事後の検査 を受けて司書補が行う(以下、この96項目を司書 の職務という)。残りの37項目は司書補が自主的 に処理する。この37項目には○印が付されている (以下,この37項目を司書補の職務という)。司書 と司書補の職務の分担については、この文書の 「1 司書および司書補の定義」で次のように述 べている。

司書は、館の大小に応じてその所掌する職務 の広狭を伴うが、次にかかげるそれぞれの職 務を、自己の責任と判断によつて処理する能 力あるものとする。

司書補は、次にかかける職務の中の○印ある ものは自主的に、他はそれぞれ司書の事前の 指示と事後の検査を受けて助手的処理をする 能力ある者とする。

職務の種類別の司書の職務と司書補の職務の項 目数は表1の通りである。

司書は図書館業務すべてを行うのではなく、一 部は司書補が担当し、他の職務も司書補が手伝え るように配慮されている。職務の項目数では、総 務的職務の100%、整理的職務の58%、奉仕的職 務の83%、全体の72%が司書の職務である。司書 と司書補の職務の例は表2の通りである。

第一の特徴は、司書の職務と司書補の職務を明 確に分けていることである。両者を区分する原理 (基準) は示されていないが、司書の職務の大部 分には次のような用語が含まれている。

· 総務的職務

連絡, 立案, 開催, 調整, 選考, 連絡協力

· 整理的職務

選択, 决定, 調查, 調整, 評価, 作製, 指示, 取捨, 分類, 校閱. 検閱

· 奉什的職務

案内,相談,紹介,指導助言,編成,主催, 苦情処理, 対策処理

これらの用語から職務の性格を判断することが できる。ほとんどは判断を必要とする業務である。 このことから、判断の必要性が基準となっている ことがうかがえる。

第二の特徴は、司書の職務が寄贈本の評価、司 書補の職務が交換寄贈の申込,謝状発送と記録で あることからわかるように、一つの職務を司書の

表1 司書及ひ司書補の職務の項目数

		総数	司書の職務	司書補 の職務
Α	総務的職務	24	24	0
В	整理的書文類書間 発表 別人 録 管理 別書 文類書 間 殊 で の 、 と 、 、 、 資 管 間 殊 聴 視 表 で で に 雑 料 資 管 誌 料	73 10 11 13 8 9 10 12	42 10 2 8 4 4 8	31 0 9 5 4 5 2
С	奉仕的職務 館内奉仕 館外奉 集会,展観 児童,生徒	36 18 4 8 6	30 14 4 8 4	6 4 0 0 2
	合 計	133	96	37

表 2 司書及び司書補の職務内容(抄)

司書補の職務				
総務的職務				
整理的職務				
○交換寄贈の申込 ○謝状発送と記録 ○図書の検収 ○各種カードの組込み ○排架 ○架上の点検と整備				
奉仕的職務				
○資料の出納 ○帯出者の登録 ○延滞処理 ○目録検索の案内				

職務と司書補の職務に細かく分けていることであ る。司書と司書補がチームを作って仕事を分担す ることが想定されている。このような分業が行わ れれは司書の能率が上がることは明らかである。

第三の特徴は、図書館の経営や行政に関する総 務的職務が23項目あり、司書の職務として位置づ けられていることである。これらは次の7項目に

分類することができる。

- ・諸報告書類・事務分掌・諸規則の立案
- ・統計・調査の立案・実施・解析
- ・運営・サーヒス計画の立案
- · 予算編成, 支出調整
- · 人事管理, 研修, 職員厚生
- ・外部との連絡協力
- ・広報

これらは、実際の図書館では庶務、総務担当の事務分掌になっていることが多い。この文書の考え方を活かすためには事務分掌の検討が必要である。下川和彦(久留米市民図書館)は、1991年に、この分野で司書が政策的力量を身につけない限り、図書館員の専門性の確立はおほつかないこと、館長の有資格問題も管理部門がこの専門性の必要性を認識するかどうかにかかっていることを指摘しているが¹¹⁾、これは適切な指摘である。

第四の特徴は、貸出という用語を含む職務が見られないことである。当時、閉架式が一般的であったことを考えると、貸出は出納に含まれると考えられる。

これまてこの文書の内容について本格的に論しられたことはない。西藤寿太郎(前大阪市立中央図書館長)は、1968年に、単純な職務、専門的職務が難易の別なく網羅的にリスト・アップされていて水増し気味であると指摘し¹²⁾、神本は、1974年に、職務の羅列に終わっていて専門性は明らかではないと指摘し¹³⁾、批判的である。倩水正三は、1989年に、コンピュータや障害者サーヒスに関する職務を補正すべきであると指摘している¹⁴⁾。いずれもきわめて簡単なものである。

西藤は、単純な職務を含む職務内容を明らかに するよりも、必要不可欠な専門的職務の分析を行 うべきだと考えており、神本は、専門的職務の専 門性を解明することを重視している。しかし、こ の文書の意義は、判断を要する職務と要しない職 務を区分してリストを作成した点にある。専門的 職務の分析を行うには、まず前提として、このよ うな職務の区分とリストの作成が必要である。西 藤と神本はこの点を過小評価しており、この文書 の持つ意味を十分理解していないと思われる。

1.3 司書補の職務(第3項)

1.3 1 司書補の職務

司書補については、図書館法では、"司書の職務を助ける"とのみ規定している。西崎は、"この専門的事務を十分遂行してゆくには、司書だけではどうしても無理な場合が予想されるので、司書の手足となって働く司書補が必要とされてきた"¹⁵⁾と解説している。この表現から、専門的事務には司書補の職務を含むことがわかる。

司書補の職務はほぼ次のように分類できる。

- ①庄文カードの整理、 庄文リストの作製
- ②欠号調査・補充
- ③交換寄贈の申込. 謝状発送
- ④資料の原簿記入・記録
- ⑤資料の検収,受入作業,加除,修理,貼込, 保護,保管
- ⑥印刷カードの庄文,参照カードの作製,各種カードの組込み(検閲は除く)
- ⑦資料の出納、排架、書架上の点検と整備
- ⑧利用者の登録,延滞処理
- ⑨目録検索の案内, 図書館利用の指導
- ⑩機器の操作と管理

37項目のうち31項目は整理部門の職務である。 判断業務を行なった後の資料の処理・管理,事務 的手続き,機器の管理が多い。整理的職務では 「欠号調査・補充」「各種カードの組込み」,奉仕 的職務では「目録検索の案内」「図書館利用の指 導」などを除いた大部分は書誌データや資料内容 のくわしい知識を必要とせず,職務の意義・目的 と方法に関する基礎的な知識があれは十分処理し 得る業務である。今日でも,専門的職務かどうか が問題となる配架,書架整理¹⁶⁾,出納等はいす れも司書補の職務である。

3 職種とも、専門的職務に従事するのは司書、学芸員、社会教育主事で、司書補、学芸員補、社会教育主事補はその職務を助ける点で共通する。博物館法第4条第6項では"学芸員の職務を助ける"、社会教育法第9条の3第2項では"社会教育主事の職務を助ける"と規定している。

132 司書と司書補の関係

「司書および司書補の職務内容」は、専門的職務の一覧表であり、司書の職務と司書補の職務を 区分したもので、専門的職務と非専門的職務を区 分したものではない。このような職務の区分は, 専門的職員の中の分業であり、司書と司書補は二 つの等級を構成している。

この職務分担では、司書は判断を必要とする職 務に専念するため,実質においても専門的職員で ある。他方、司書補の職務は判断の必要のない職 務のみから成り立っているわけではない。司書補 の職務にはかなりの知識と判断を必要とする「欠 号調査・補充」「目録検索の案内」「図書館利用の 指導」などが含まれている。また、司書補は、司 書の事前の指示と事後の検査を受けて司書の職務 を手伝うことによって、司書の職務に慣れ、自分 の専門的能力を高めることができる。したがって, 司書補は、単純業務の担当者ではなく、専門的事 務のうちの平易な職務の担当者と判断を要する職 務の見習助手を兼ねたものといえる。

専門的職務と非専門的職務を分ける観点からは、 上記の知識と判断を要する職務を司書の職務に移 し、判断を要する職務と要しない職務に分けるこ ともできる。この方が論理的である。知識と判断 を要する職務が司書補の職務に含まれているのは、 司書補を段階的に司書の職務に慣れさせるためで あろう。その結果、司書と司書補の職務の区分は 不明確になっている。米国では、専門的職務と非 専門的職務の職務区分表を作成し17), それをも とに職階制において専門職も非専門的職務を経験 するように配慮されている¹⁸⁾。

実際の図書館では司書と司書補の職務の分担は 行われていないと思われる。その理由は次の2点 てある。第一に、わが国の公立図書館では司書補 が配置されている例が少ない19)。第二に、わが 国の地方公共団体の職員の場合, 高卒が基礎的な 学歴であり、大卒と高卒で仕事の区別はないのが 普通である。高卒と大卒の学歴をもとに、司書と 司書補の職務内容を分けることは実際には困難で ある。

1.4 地方自治法,教育公務員特例法と司書

141 地方自冶法の規定

しばしば、地方自冶法における司書の位置が問 題になる。地方自冶法第173条の2の"法律又は これに基く政令の定めるところにより普通地方公 共団体に置かなければならないもの"には社会教

育主事は含まれているが、学芸員と司書は含まれ ていない。これは法律上設置が義務づけられてい ないためである。小林重幸 (奈良県立図書館) は、 1954年に、これについて、"司書の発令、任命を 認めていない"20)と述べているが、これは不正確 な見解であり、義務づけていないだけである。小 林も述べているが、各地方公共団体の教育委員会 はその図書館で必要と認める職員の規則を作って 置くことができる。図書館の設置が任意である限 り、司書の配置も任意にならざるを得ない。司書 がこの条文の規定に含まれないのはやむを得ない。 142 教育公務員特例法の規定

しばしば、教育公務員特例法と司書の関係が問 題になる。教育公務員特例法第2条では、この法 律が対象とする教育公務員の範囲を教員及び専門 的教育職員と定め, 第2条第4項では専門的教育 職員の範囲に社会教育主事を含めているが、学芸 員と司書は含めていない。したがって, 教育公務 員特例法第19条第1項の"教育公務員は、その職 責を遂行するために, 絶えず研究と修養に努めな ければならない"の規定、第20条第1項の"教育 公務員には、研修を受ける機会が与えれらなけれ ばならない"の規定は司書には適用されない。

司書の研修に関しては、図書館法には規定がな く, 地方公務員法第39条第1項の"職員には, そ の勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受け る機会が与えられなければならない", 第2項の "前項の研修は、任命権者が行うものとする"と いう規定がある。研修の目的と実施主体が明示さ れている点が特徴である。

社会教育法第9条の6では、社会教育主事の研 修について、任命権者が行う研修のほか、文部大 臣及び都道府県が研修を行うことを規定してい る。社会教育法第28条の2では、公民館職員の研 修に上記の規定が準用されることを定めている。 司書, 学芸員にはこれらの社会教育法の規定は適 用されない。この条文は1959年の改正で新たに制 定されたものである。社会教育分野でも、社会教 育主事と公民館職員については、研修を充実・強 化するための法改正が行われている。ただし、こ れに対しては、国や都道府県による統制につなが るという批判もある²¹⁾。図書館の専門的職員に 対する都道府県教育委員会による研修については, 1992年基準で規定されている。

3 職種を比較すると、研修の機会において社会教育主事は有利な立場にあり、学芸員と司書は不利な立場にある。社会教育施設の専門的職員を重視する立場からは、司書と学芸員に社会教育主事並みの研修機会を定めて格差を埋めることが必要である。作山存(高萩市立図書館)は、1989年に、図書館法には研修の規定がなく、司書には教育公務員特例法も適用されないことから、専門職としての研修権が法律上確立されていないことを指摘し、司書の研修権の確立を主張している²²⁾。

2. 専門的職員の資格 (図書館法第5条)

2.1 司書の資格 (第1項)

この節では、司書補を経ずに直接司書の資格を得る場合を考える。図書館法第5条第1項は司書となる資格、博物館法第5条は学芸員となる資格、社会教育法第9条の4は社会教育主事となる資格をそれぞれ規定している。これらの条文に示された3職種の最低限必要な学歴を号ごとに示し、丸括弧内に要約を示す。高等専門学校の卒業生は除く。

211 司書に必要な学歴

①司書

- ・大学を卒業した者(4年制大学卒または短大 卒)[第1号]
- ・大学を卒業した者(4年制大学卒または短大 卒)[第2号]
- ・このほかに高卒の司書補が司書資格を得る場合 [第3号] があるが、除く。

②学芸員

- ・学士の学位を有する者 (4年制大学卒)[第1 号]
- ・大学に2年以上在学して62単位以上を修得した 者(短大卒以上)[第2号]
- ・文部大臣が上記と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者(高卒以上)[第3号]

③社会教育主事

- ・大学に2年以上在学して62単位以上を修得した 者(短大卒以上)[第1号]
- ・教育職員の普通免許状を有する者(主に4年制 大学卒)[第2号]

- ・大学に2年以上在学して62単位以上を修得した 者(短大卒以上)[第3号]
- ・都道府県教育委員会が上記に相当する²³⁾教養 と経験があると認定した者 (学歴は無関係) [第4号]

4)特徴

これらを比較すると、次の4つの特徴が明らか にたる

- ・学芸員は第3号、社会教育主事は第4号で、高 卒者が学芸員、社会教育主事の資格を得る方法 を規定している。一定の要件(職歴等)を満た す場合は、高卒者でも資格を得る機会がある (社会教育主事の場合は、高卒より下の学歴で もよい)。司書にはこのような方法はなく、高 卒者は司書補を経る必要がある。
- ・学芸員と社会教育主事には"大学に2年以上在学し,62単位以上を修得した者"の規定があるため,大学の卒業は必要ないが,司書には"大学を卒業した者"の規定があるため,卒業が必要になる。大学を3~4年で中退した場合,在学中に司書講習を修了ないし関係科目を履修していても,司書調習を受講する資格はあるが,司書となる資格の要件が欠けている。これは司書調習受講資格の学歴要件(大学に2年以上在学して,62単位以上を修得した者)と司書となる資格の学歴要件が異なるためである。
- ・学芸員には"学士の学位を有する者",社会教育主事には"教育職員の普通免許状を有し"といった4年制大学卒を対象とする項目がある。司書の場合は,短大卒と4年制大学卒を一括して"大学を卒業した者"と規定しているため,短大卒以上としてとらえられ,基本的な学歴が短大卒と見なされる場合がある。
- ・高卒者が学芸員、社会教育主事の資格を得る場合、4年制大学卒と同等以上の学力と経験または教養と経験を求められる。したがって、この規定によって資格を得た者は、その学力又は教養及び経験を認められたことになる。他方、司書補が司書の資格を得る場合は、上記のような基準がなく、講習の修了が求められるのみである。

この4点から、司書資格は、学歴に関する基準

が厳しい反面, 求められる学歴や知識の水準が低く, 資格として一貫性を欠いていることがわかる。 特に, 高卒者が司書資格を取りにくいことは問題 である。

なお、司書資格は最低限必要な学歴が短大卒であるため、4年制大学卒でも、中級職として位置づけられる場合がある²⁴⁾。専門的職員でありながら、事務職の上級職よりも低く位置づけられるのでは、専門職の位置づけも形骸化せざるを得ないだろう。

212 司書の資格取得方法

司書の資格取得方法については、図書館法施行規則(文部省令)第1章で司書及び司書補の講習の受講資格、修得科目等を規定している。学芸員については、博物館法施行規則(文部省令)第1章で大学での修得科目、第2章で学芸員の資格認定について規定している。社会教育主事について規定している。社会教育主事については、社会教育主事講習等規定(文部省令)第1章で講習の受講資格、修得科目等を規定し、第3章で大学での修得科目を規定している。学歴・職歴の条件を除いて単純化すると、次の通りである(法律の記載の順序に示す)。

①司書

- ・講習修了[図書館法第5条第1,3号]
- ・大学での関係科目の履修

[図書館法第5条第2号]

②学芸員

・大学での関係科目の単位修得

「博物館法第5条第1項第1,2号]

・文部大臣による資格認定

③社会教育主事

・講習の修了

[社会教育法第9条の4第1, 2, 4号]

・大学での関係科目の単位修得

[社会教育法第9条の4第3号]

④特徴

・司書と社会教育主事は、講習修了と大学での関係科目の修得の二つの方法があり、講習が先に 記載されている点で共通している。学芸員は、 大学での関係科目の修得が最初に挙けられ、そのほか、文部大臣による試験認定と無試験認定 (学識・業績審査)がある。試験認定の一つの 方法として講習による試験科目免除がある。他 の2職種よりも広く開かれている。

- ・司書は講習科目(20単位),学芸員は大学で修得すべき科目(12単位),試験認定の試験科目,社会教育主事は講習科目(9単位)と大学で修得すべき科目(24単位)が定められている。司書講習の単位数は社会教育主事の大学での修得科目の単位数よりも4単位少ないが、社会教育主事講習の単位数のほぼ倍で、学芸員の大学での修得科目の単位数よりも多い。
- ・司書は、大学で修得すべき科目が定められておらず²⁵⁾、講習科目を準用しているため、大学で習得すべき科目は講習科目と同じである。このように、司書養成は講習主体になっている²⁶⁾。社会教育主事は、講習科目と大学で修得すべき科目が別に定められており、両者の単位数が異なる。

2.1.3 司書の資格と実務経験

(1)司書

・4年制大学卒と短大卒,講習受講者と大学での 修得者の取り扱いは同じであり,いずれも実務 経験なしに司書の資格を得る。

②学芸員

・4年制大学卒と短大卒の取り扱いは異なる。これは学芸員だけの特徴である。4年制大学卒で大学で関係科目を修得したものは卒業と同時に学芸員の資格を得るが、短大卒は3年以上の学芸員補の経験が必要である。

③社会教育主事

・社会教育主事講習の受講者と大学での関係科目 の修得者の取り扱いは異なる。社会教育主事の 資格を得るには、講習修了や関係科目の修得だ けでなく、一定年数の社会教育あるいは学校教 育の経験年数が必要であり、この経験年数は修 得方法と経験の内容によって異なる。講習の場 合は、3年以上の社会教育主事補または社会教 育関係の職の経験が必要であり、教育職員の普 通免許所有者は5年以上の教育職の経験が必要 である。大学における関係科目の修得の場合は 1年以上の社会教育主事補の経験が必要てあ る²⁷⁾。講習科目と大学で修得すべき関係科目で単位数が異なる理由はこの実務経験年数の差にある。大学で関係科目を修得したものは1年間の社会教育主事補の経験の後、社会教育主事の資格を得る。3年以上の社会教育関係の職または5年以上の教育職の経験を持つ者は、社会教育主事の講習を受ければ、社会教育主事の資格が得られる。講習受講者は経験年数が長いため単位数が少なくなっている。

- ・短大卒と4年制大学卒の取扱いは同じである。
- ・大学で修得すべき科目を文部省令で定めている 点は図書館法との大きな相違点である。ただし、 社会教育主事講習の単位数は非常に少ないため、 この点も含めて評価すべきである。

214 司書資格の特徴

以上の点から、司書資格の特徴として次の5点 を指摘することができる。

- ① 資格取得方法は講習と大学での関係科目の修得 だけである (学芸員には別の方法がある)。
- ②高卒者が司書の資格を得るには、司書補と司書の二度の講習を受ける必要がある(一定の職歴があれは、学芸員、社会教育主事の資格は、一度の講習等で得ることができる)。高卒以下の学歴の者は司書補の資格すら得ることができない(一定の職歴があれば、社会教育主事講習を受講して、社会教育主事の資格を得ることができる)。他の資格よりも学歴の制約が厳しい。
- ③資格要件に4年制大学卒に当たる項目がなく, 高卒者が資格を得る場合,4年制大学卒と同等 以上の能力を求めていない(学芸員と社会教育 主事にはあり,また求めている)。4年制大学 卒と短大卒の区別がない(学芸員にはある)。 他の資格よりも求める学歴の水準が低い。
- ④大学生は、在学中に必要単位を修得すれば、実 務経験なしに、卒業と同時に資格を得ることが できる(社会教育主事および短大卒の学芸員に は実務経験が必要)。他の資格よりも実務経験 が軽視されている。
- ⑤社会教育主事と同様に、大学で修得する科目を 文部省令で决めることは可能と思われるが、経 験年数を必要としないため、講習科目と別に科 目を定める根拠があるかどうかは疑問である。

2.2 司書補の資格(第2項)

2.2.1 司書補の資格

図書館法第5条第2項は司書補となる資格,博 物館法第6条は学芸員補となる資格,社会教育法 第9条の4第1号,第3号は社会教育主事補とな る資格をそれぞれ規定している。

可書補

高卒者は司書補講習を受講すれば、司書補の資格を得ることができる。その後、3年以上の実務経験と司書講習の受講によって司書資格を得ることができる。2年間の実務経験があれば、3年目には司書講習が受けられ、4年目には司書資格が得られる。高卒者が司書になるには、司書補講習受講年を含めて最低4年間必要である。ある年度に司書になることが必要な場合、4年前から計画的に講習を受けなければならない。

②学芸員補

大学受験資格があれば、すなわち高校を卒業すれば、学芸員補の資格を得ることができる。ただし、高卒より上の学歴の者も学芸員補になることがある。大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、大学で関係科目を修得した者でも、短大卒等で学士の学位がない場合は、学芸員の資格を得ることはできない。学芸員の資格を得るには、3年以上の学芸員補の経験が必要である。

学芸員補の実務経験が6年以上あれば、文部大臣による試験認定によって(博物館店施行規則第5条第4号)、同しく10年以上あれば、都道府県教育委員会の推薦を得て、文部大臣の無試験認定によって(同第9条第3号)、学芸員になる機会がある。

③社会教育主事補

大学に2年以上在学して62単位以上を修得した 者が、社会教育主事講習を修了するかまたは大学 で関係科目を修得しても、必要な実務経験がない 場合は、社会教育主事の資格を得ることはできな い。社会教育主事の資格を得るには、講習修了者 は3年以上、大学における関係科目の修得者は1 年以上の社会教育主事補の経験が必要である。

ただし、4年以上の社会教育関係事務の経験があれば、学歴にかかわりなく、社会教育主事講習を受講でき(社会教育主事講習等規程第2条第3号)、都道県教育委員会の認定によって社会教育

主事になることができる(社会教育法第9条の4 第4号)。

4)特徴

第一に、3つの補の資格のうち、資格を得るた めに講習の受講が必要なのは司書補だけである。 学芸員補と社会教育主事補には補のための講習は ない。図書館佉の検討過程で作られた佉案^{28) 29)} では、現行法の直前の「図書館法案要綱」(1949 年12月) の第24条で、講習を必要としない、無資 格の司書補が考えられていた³⁰⁾。現在の学芸員 補に似た存在であるが、実現しなかった。

第二に、高卒者が補のつかない資格を得るため の方法が大きく異なる。高卒者が司書補を経て司 書になる場合、司書講習の受講に必要な実務経験 年数は2年以上で短いが、全部で最低4年必要で ある。学芸員の試験認定の場合は6年以上、社会 教育主事講習の場合は4年以上の経験が必要であ るが、経験と実力さえあれば、試験や講習は1年 以内に終わる。

司書の場合, 高卒者が短期間に資格を得ること が困難であり、急に司書が必要になった場合、講 習で資格を得るには大卒者が必要になる。これは 迅速な職員配置には障害になる。このことは、図 書館界ではほとんど理解されていない。

第三に、3つの補のない資格に共通する問題が ある。高卒者は、図書館勤務を経験しない限り、 最終的に司書資格を得ることはできない。学芸員, 社会教育主事も一定年数の実務経験が必要である。 これは、大学教育を経験年数で代用したためと思 われるが、実務につかない高卒者は資格を得るこ とができない。図書館、博物館等に勤務しない高 卒者が資格を得るには大学を卒業しなければなら ない。これらの資格を得るのに大学卒業または一 定年数の実務経験が必要かどうかが問題である。 教養試験を含む資格試験を行えば、知識と能力の ある人すべてが資格を得ることができる。

222 司書補の講習

司書補の資格を得ることは容易ではない。司書 補講習は全国の7か所で行われているに過ぎない (司書講習は11か所) (1997年度)31)。また,司書 の中心である大学卒業者は、大学で必要な科目を 履修するか、司書講習を修了すれば、卒業と同時 に司書の資格を得ることができるが、司書補であ

る高校卒業者は卒業後でないと司書補講習を受け ることができない。したがって、新卒の司書補は 存在しない。司書補を募集するとすれば、既卒者 が対象になるため、公募による司書補の確保はか なり困難である。むしろ、地方公共団体に勤務し た初級公務員が、図書館に配属後司書補講習に派 遣されて資格を得る. あるいは自費で講習を受け るという方法が自然である。

司書講習と司書補講習の履修科目は異なるが, 単位数は最初は同じ15単位であった³²⁾。現在で も, 司書講習の履修単位数は20単位で, 司書補よ りも5単位多いだけである。司書と司書補は, 資 格取得のために必要な学習時間に大きな違いはな いため、図書館に関する知識にはそれほど大きな 差はないと思われる。このため、司書と司書補の 職務を明確に区分することは困難である。他方、 司書補の職務内容を考えると、履修単位が多すぎ るという疑問が生ずる。司書補の職務内容から見 て, 司書補講習が必要かどうかは疑問である。上 野武彦(大阪府立図書館)は、1966年に、司書補 講習は不必要であり、"高校卒で行政職初級試験 を通って来た人で十分役に立つ"33)と指摘してい る。学芸員補がこれに当る。

3. 専門的職員と図書館長の設置と職務(図書 館法第13条)

3.1 専門的職員の設置(第1項)

3 1 1 "必要と認める"の解釈

図書館法第13条第1項は、"公立図書館に館長 並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育 委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び 技術職員を置く"ことを規定している。この規定 をもとに、しばしば、地方公共団体には公立図書 館に専門的職員を置く義務はないことが強調され る。西崎は"公立図書館についても、私立図書館 についても司書及び司書補を置かなけれはならな いという規定ではない。司書及び司書補と称する 専門的職員を置き得る"34)のであると解説してい る。他方、井内は"あらゆる公立図書館に本格的 な専門的職員である司書及び司書補を置かなけれ ばならないのではなく、必要のある場合のみであ る"35)と解説している。

両者のニュアンスはやや異なるように思える。 西崎は、公立、私立を包括的にとらえているため、 "置き得る"と解釈しているが、公立図書館のみ を対象とする場合について、井内は"必要のある 場合"は"置かなければならない"と解説してい ると考えられる。大崎は、1970年に、公立図書館 では司書の設置は必置と解釈すべきである、実際 問題として、司書を置かなければ図書館の有効な 運営は不可能であると論じている³⁶⁾。

この規定のポイントは"必要と認める"である。 この文言はやや特殊なもので、その趣旨を正しく 理解するには綿密な検討が必要である。関係文献 の検討から次の点を指摘することができる。

①裏田武夫の解釈

裏田武夫(東京大学)は、1976年の荒川区立図 書館職員の不当配転提訴の口頭審理の際に、第13 条の"教育委員会が必要と認める"という規定は、 現行図書館法に先立つ「図書館法案要綱」の文部 省の提案意図から見て、"司書を置くか置かない かの必要を認める"のではなく、"職員規模をど の程度必要と認めるか"の判断に関する規定と解 釈しなければならないと指摘し、その理由につい て、"ある基準を出すときに市町村の財政規模に 耐えないような場合には非常に強圧を与える"た め"必要と認める"という形になったと述べてい a^{37} 。このことは多田克之(高松市立図書館) 38 , 久保輝巳³⁹⁾,小野格士(大田区立図書館)⁴⁰⁾,松 岡要 (目黒区立図書館)41)ら図書館問題研究会の 会員が紹介しているが、広くは知られていない。 前川は一切触れていない42)。

裏田は図書館法案の変遷を詳しく論していないため、1949年以後の法案を詳しく検討する。都道府県立図書館は除いて考える。

文部省の「公共圖書館法案」(1949年1月)では、"公共圖書館に館長、司書、司書補及び書記を置く""但し、町村立圖書館にあつては、司書又は司書補及び書記を置かないことができる""公共圖書館には、前項のほか、技師その他必要な職員を置くことができる"⁴³として、市立と町村立を区別し、市立には司書の必置を定めている。

裏田が言及した「図書館法案要綱」(1949年12月)では、"図書館に、館長、司書及び司書補を置かなけれはならない""図書館には、前項の外、

事務職員及び技術職員を置くことができる"⁴⁴⁾となり、市立と町村立を区別せず、市町村立全体について司書の必置を定め、文言も"置く"から"置かなければならない"に表現を強め、蔵書3000冊当たり1人などの職員数の基準を定めている。事務職員、技術職員の配置は任意である。

最後の法案といわれる⁴⁵⁾「図書館法案((秘)研究用)」では"公立図書館に館長及び司書又は司書補を置く""前項の職員の外,必要な事務職員又は技術職員を置くことができる"⁴⁶⁾となり,同様に市町村立における司書又は司書補の必置を定めているが、文言は"置く"に戻っている。

この後,最終的に,現行の図書館法で"教育委員会が必要と認める専門的職員,事務職員及び技術職員を置く"となり,市町村立全体を対象に,"置く"に"教育委員会が必要と認める"を付け加えて制約する形を取ったのである。

この経過について考察すると、文部省の「公共 圖書館法案」が、町村立を特例として除外し、司 書の必置を規定したのに対して、「図書館法案要 網」では、町村立を含め市町村立を一括して義務 設置に変更している。次に、「(秘)研究用」では、 市町村立を一括する点を踏襲し、"司書及び司書 補"を"司書又は司書補"に、"置かなければな らない"を"置く"に緩和している。その後、現 行法では、最終段階で町村立図書館を考慮して "必要と認める"を付け加え、司書の配置を緩和 したものと考えられる。また、"司書又は司書補" を"専門的職員"に変更している。

このように、法案の段階では、「図書館法案要網」以後、一貫して市町村立全体に対して司書または司書補の必置を定め、「公共圖書館法案」以後は、市立図書館の司書の必置を定めている。現行の規定はこの基礎の上に成立している。裏田の指摘はこれが根拠となっている。

②"必要と認める"の対象

現行法の"教育委員会が必要と認める"という 規定は、専門的職員、事務職員、技術職員の全体 を修飾している。これは、久保輝巳も指摘してい るように⁴⁷⁾、3つの職種の職員全体を包括する 規定である。事務職員について、置く必要がある か否かを問題にすることはあり得ない。事務職員 は、図書館の規模がきわめて小さい場合を除いて、 必ず必要である。専門職員のみについて置く必要 があるか否かを問題にするのは不自然である。こ れは裏田が指摘するように、必要かどうかではな く, 置くことを前提に, 人数に関して判断するこ とを示したものと考えるのが自然である。

③ "置く"の意義

博物館法第4条第3項では"博物館に(中略) 学芸員を置く"、社会教育法第9条の2では"都 道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会 教育主事を置く"ことを定めている。これらの規 定はいずれもこれらの職員の設置を義務づけたも のと解釈されている。他方, 博物館法第4条第5 項、社会教育法第27条は、それぞれ学芸員補、公 民館主事について"置くことができる"ことを規 定している。第13条第1項の趣旨としてしばしば 主張されているような、置いても置かなくてもよ いという趣旨であれば、文言は"置くことができ る"である。現行法の文言は"置く"に"必要と 認める"という修飾語をつけ加える形をとってい る。基本的には"置く"であり、"置くことがで きる"とは異なっている。それに"必要と認め る"を加えて制約する形をとっているのである。 この種の文言としては特殊な形である。したがっ て、この文言を単なる"置くことができる"と解 釈することはできない。より積極的に置くことを 求めたものと解釈すべきである。

以上, 裏田の解釈を中心に3点について考察を 加えた。筆者はこの点については裏田の解釈が正 しいと考える。法の趣旨は、町村立図書館を含む すべての図書館を一律に対象としているために義 務づけていないのであり,むしろ,ある程度以上 の規模の図書館においては司書を置くことは当然 のことと見なしていると考えるべきである。

3.1 2 "必要と認める"の規制力

ただし、現行図書館法の文言等において、その 趣旨は必ずしも明確になっていない。

第一に, 司書の人数を地方公共団体の判断に委 ねるのであれば、「公立図書館の望ましい基準」 で人口当たりの数値等の司書の人数を示すべきで あった。1967年3月の「公立図書館設置および運 営の基準案」48), 1972年9月の「公立図書館の望 ましい基準(案)」, 1973年8月の「公立図書館の 設置及び運営上の望ましい基準(案)」では人口 当たりの職員数は定められたが公示に至らず. 1992年基準は最低基準の数値しか示していない。

第二に、望ましい基準には強制力がない。望ま しい数値が示されても, 地方公共団体が人数の算 定をきわめて低く抑えれば、事実上、司書の必置 は形骸化されてしまう。

第三に、図書館法は地方公共団体の自治を尊重 している。図書館法は図書館に司書を置くことを 義務づけていないという意見があるが,もともと 図書館法は地方公共団体を法によって強く規制す ることを意図していない。図書館法は図書館のあ るべき姿を示した法律で、図書館の設置そのもの も任意である。文部省の補助金を受けない限り、 地方公共団体に実行が義務づけられているのは図 書館の条例設置 (第10条), 図書館設置の報告 (第11条) (後に廃止) 等, 館長の配置 (第13条) のみである。それ以外のことがらの実行は地方公 共団体の自主性に委ねられており、一切義務づけ ていない。

文部省は、専門的職員の配置とその人数につい ては法律で強制せず、補助金の条件とすることに よって普及を図ろうとしたのである。したがって、 図書館法に義務づけを期待するのも無理であるし、 逆に、専門職の配置についてのみ義務づけていな いという面を強調することも誤りである。

313 他の専門職員

先に述べたように,博物館法第4条第3項は "博物館に(中略)学芸員を置く",社会教育*法*第 9条の2は"都道府県及び市町村の教育委員会の 事務局に、社会教育主事を置く"ことを定めてい る。これは設置を義務づけているため、図書館法 の規定よりも厳しい規定のように思われる。

しかし、学芸員の場合、配置が義務づけられて いるのは登録博物館だけであり、それも人数は指 定されていない⁴⁹⁾。登録しなければ、学芸員を 置く義務はない。社会教育主事の場合は、社会教 育法施行令附則第2条で"人口1万未満の町村に あつては、当分の間""社会教育主事を置かない ことができる"ことを規定している。いずれも, **法律の条文では必置を定めながら、一定の範囲に** 限定している点で図書館法とは異なっている。

このことから、専門的職員の設置を義務づける には、義務づけの対象を限定して、義務の履行が 困難な地方公共団体を除外する必要があることが わかる。図書館界では、町村立図書館を含むすべ ての図書館に一律に義務づけようとする傾向が強 い。このような考え方は、小規模な地方公共団体 の負担を軽減するために全体に対する義務づけが 弱められる結果を招く恐れがある。

3.2 司書・司書補の配置(第1項)

321 司書と司書補の関係

図書館における専門的職員の配置に関して司書と司書補は区別されていない。「公立図書館の最低基準」第16条では"司書及び司書補"と規定しており、1967年、1972年、1973年の3つの公立図書館の望ましい基準の案と1992年基準では司書と司書補を含む"専門的職員"の用語が用いられているため、配置するのは司書補でもよい。司書補の資格を設けた意味は十分あるといえる。

司書と司書補の人数の比率は、図書館法にも、1992年基準と3つの望ましい基準案にも示されていない。「図書館法案要綱」(1949年12月)がこの比率を示している。都道府県立図書館、5大市立図書館は1対2で、市町村立図書館は1対1である⁵⁰⁾。司書補の比率がかなり高く、大規模な図書館の方が高いことがわかる。

322 司書・司書補の採用

現実には、専門的職員を採用する場合、採用の 対象は司書に限られ、司書補が採用されることは 少ないと思われる。その理由は次の3点である。

第一に、司書補の応募者を得ることが困難である。資格取得方法が講習だけであり、講習実施校が少なく、既卒者でなければ講習を受講できないため、資格取得も容易ではない。第二に、職務の区分が困難である上に、開館時に司書と司書書補と宣しても、4年目には司書補は全員司書の資格を持つ可能性があり、司書補の配置は長続きしない。第三に、4年目には同じ司書となり得るが、大卒の司書有資格者は1年目から司書となることができる。この結果、専門的職員としては司書を採用することになる。これらの点で現行の司書補制度は有効ではない。

これを解决する方法は、司書補のポストに若い 高卒職員を配置し、司書の資格を取る前に人事異 動によって転出させることである。しかし、これ は,人事の民主化が進んでいる地方公共団体では 高卒職員の働く意欲と権利を侵害することになる ため実行困難であろう。

このため、正規職員だけで図書館を運営する場合、司書が司書補の職務を担当することになる。司書補の職務を司書が担当することは、司書に判断を要しない職務を担当させることになり、図書館法の精神に反する。これは司書のエネルギーの 良費である。このような事態が生ずるのは、図書館に判断を要しない職務が相当程度あるにもかかわらず、これを担当する職員の規定が不備たからである。図書館界は判断を要しない職務を誰が担当するのかを明確にしなければならない。

3.3 図書館長の職務(第2項)

3.3.1 図書館長と司書の権限

西崎と井内は、それぞれ図書館法第13条第2項の"館長は(中略)図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない"について、庄意を喚起している⁵¹⁾⁵²⁾。社会教育法第27条第2項では、公民館長は"公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務"を行うと規定し、博物館法第4条第2項では、博物館長は"博物館の任務の達成に努める"と規定している。図書館法の規定は強い表現になっていることがわかる。

図書館法第4条第2項では、"司書は、図書館の専門的事務に従事する"とのみ規定しており、司書の権限について規定していない。「司書および司書補の職務内容」では、司書は職務を"自己の責任と判断によつて処理する"能力のあるものとされている。西崎は"司書は、館長の一般的な総括的な監督の下に、自分の担任する専門的な事務について、自分の判断で処理してゆく"53)と解説している。その根拠は「司書および司書補の職務内容」である。

このことから、司書は自己の責任と判断を必要とする業務を行う必要があること、自分の職務は自己の判断と責任において対処しなければならず、図書館長や管理職に責任を転嫁してはならないこと、そのためには、司書は必要な力量を身につけていなければならないことがわかる。

332 図書館長の監督権限

図書館法では、館長は所属職員を監督するもの

とされ、所属職員に対する指揮監督については規 定していない。これについては、中村幸夫(名古 屋市立図書館)が1980年に指摘している54)。

すなわち,「指揮」は「監督」より一層直接的 な権力作用である。指揮と監督の相違点は、指揮 は"方針,基準,手続,計画等を命令し,これに 従わせること"をいうが、監督は、他の人や機関 の行為が遵守すべき義務に違反することがないか, その行為の目的を達成するのに不適当でないかを "監視し、必要に応し指示命令等をすること"を いう55)。指揮と監督は合成されて、指揮監督の 形で用いられる場合が多い中で図書館法はあえて 監督を単独で使用している。このことを、中村は "専門的事務執行における司書の判断の自主性の 保障を意図した"ものと評価している。

これは学校を始めとする各種教育機関に関する **法規に共通する特徴である。学校教育法第28条第** 3項における校長の権限, 社会教育法第27条第2 項における公民館長の権限,博物館法第4条第2 項における博物館長の権限のいずれにおいても "所属職員を監督"するとなっている。

これに対して、地方自冶法第154条では"普通 地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指 揮監督する"、地方教育行政の組織及び運営に関 する法律第20条では"教育長は(中略)事務局の 事務を統括し、所属の職員を指揮監督する"こと が定められている。さらに、各機関の長等の職務 上の上司がその下僚たる所属職員に対して職務上 の命令をすることも指揮に含まれる。これと比較 すると、個別の教育機関について定めた法律にお ける教育機関の長の職員に対する権限は抑制され たものとなっている。

4. 考察

4.1 司書の職務と権限

4.1 1 司書の職務内容

司書の職務内容は、図書館法の条文では明らか にされていない。1992年基準には示されているが、 学芸員にある調査研究がない。また, 社会教育主 事と比べて研修権が保障されていない

412 司書と司書補の職務分担

司書と司書補の職務分担は実行困難であり、実

際には行われていない。また、司書補は最低3年 間で司書の資格を得ることができるため、司書補 の長期的な確保は困難である。現行法では、判断 を要しない業務を長期的に担当する職員が規定さ れていないため、司書が判断を要しない職務を担 当することになる。

413 司書の権限

司書には職務を自己の責任と判断によって処理 する権限がある。これは教育分野の専門職の特徴 で、これを活かすには、このような職務を実行す ること、司書にその力量があることが必要である。

4.2 司書の資格

421 司書の資格の要件

司書となるのに必要な学歴の点では、学芸員、 社会教育主事よりも基本となる学歴が低い。また、 高卒者が司書資格を取得する場合、学芸員や社会 教育主事のような、4年制大学卒と同等以上の能 力を持つという条件がない。資格取得の方法では、 履修すべき単位は少なくはないが、実務経験なし に,大学卒業後または講習終了後ただちに司書の 資格を得られる点で,取得が容易である。

422 司書の資格取得方法

司書講習と大学での関係科目の修得以外の資格 取得方法がなく、高卒者は司書補を経なけれは司 書の資格を得られず、高卒以下の学歴の者は司書 補の資格も得られない。社会教育法では、1956年 の改正によって、高卒およびそれ以下の学歴の者 の社会教育主事講習の受講が可能になった。1951 年制定の博物館法では、1955年の改正の際に、資 格認定制度を設けた。図書館法は改正されてこな かったが、同様の改正をすべきであったかどうか の検討が必要である。

423 司書補の資格

高卒者は、職歴にかかわらす、司書補を経なけ れば司書の資格を得られず、それも4年間必要で ある。また、司書補を配置しても4年目には全員 司書の資格を得る可能性がある。

供谷国忠(前橋市立図書館)は、1960年に、司 書補の意義について、①町村立図書館が最低基準 等を満たすための専門職員の確保の手段、②高卒 の基礎学歴者のための図書館職員としての昇進の 道の2点をあけている560。このほか、③都道府 県立,市立図書館における補助職員の役割があり,司書補はこの3つの役割を兼ねた性格を持っていると考えられる。①②は制度としては必要であるが,司書資格を得るには4年間必要であり,迅速な職員の配置が困難である。他方,司書補が司書の資格を得ると、③は成り立たなくなる。

4.3 司書の配置

図書館法第13条第1項の趣旨は、図書館には司書を置いても置かなくてもよいというものではなく、一定規模以上の図書館には司書を置くことが当然だという考え方である。しかし、それは法律上明確ではなく、法律では強制せずに、各地方公共団体の自主的な実行に期待している。その促進手段として文部省の補助金が用いられてきた。立法に際して、町村立図書館を専門的職員の配置の対象に含めたことが規制力の低下を招いたと考えられる。

4.4 従来の研究方法

441 「司書および司書補の職務内容」

図書館法は図書館職員の職務内容を明らかにしていないため、「司書および司書補の職務内容」はきわめて重要な文書である。しかし、これまで取り上げられてこなかった。この文書は、文部事務次官通牒であり、①司書・司書補の職務内容をおおむね判断を要する職務と要しない職務に分けて具体的に示している、②司書と司書補の任務分担を明らかにしている、③司書の自律的権限について規定している。これら3点のどれについても唯一の資料である。

442 学芸員, 社会教育主事との比較

学芸員、社会教育主事との比較は、司書に関する制度の理解を深め、問題点を明らかにする上で 有効であるが、これまで行われてこなかった。

4.5 結論

本稿では、図書館法の司書・司書補に関する規 定に関して、次の5点が明らかになった。

- ・司書・司書補の職務内容,職務分担と等級,資格の要件・取得方法,配置のいずれの点にも不十分な点があり,一貫性が見られない。
- ・資格取得に必要な学歴水準が低いにもかかわら

ず、取得方法が弾力性に欠ける。

- ・判断を要しない職務を担当する職員に関する有 効な規定がない。
- ・重要な文書である「司書および司書補の職務内 容」が取り上げられてこなかった。
- ・社会教育主事,学芸員等の他の専門職員との比較が行われてこなかった。

おわりに

現実を改革するには現実の十分な理解が必要で ある。本稿が図書館法の理解の一助となれば幸い である。

注・引用文献

- 1) 生涯学習審議会社会教育分科審議会「社会教育王事, 字芸員及ひ司書の養成, 研修等の改善方策について(報告)」『社会教育』No 604, 1996 10, p 46-64 (全文掲載)『図書館雑誌』Vol 90, No 6, 1996 6, p 416-425 掲載分は社会教育王事, 字芸員関係部分が省略されている。
- 2) 久保輝巳『図書館司書という仕事』 ぺりかん社, 1986, 250p 「図書館司書に関する法律」p 41-49
- 3) 稗貫俊文「図書館法・博物館法」『文化・学術法』 椎名慎太郎, 稗貫俊文 ぎょうせい, 1986, p 213-350 (現代行政法学全集 25)「司書制度の現 状と問題占」p 319-325
- 4) 塩見昇「司書・司書補とその養成」「図書館法を読む」 補訂版 森耕一編 日本図書館協会, 1995, p 103-118
- 5) 前川恒雄「公立図書館の職員」「図書館店を読む」 補訂版 森耕一編 日本図書館協会, 1995, p 126-139
- 6) 本稿で引用・参照した法令・基準のほとんとは, 武田英冶編『図書館法規基準総覧』(日本図書館協 会, 1992-1995, 2冊) に収録されている。
- 7) 西崎恵 【図書館法】 復刻版 日本図書館協会, 1970, 202p 引用は p 77
- 8) 井内慶次郎 『図書館*去*の解説』 明冶図書出版, 1954, 90p 引用は p 58
- 9) 神本光吉 『図書館学教育論』 法政大学文学部, 1974,51p (法政大学文字部紀要第19号別冊) 参照 は p 14-15
- 10) 大崎仁「社会教育行政」『教育行政』 天城勲編著

- 第一法規, 1970, p 321-393 参昭は p 353
- 11) 下川和彦「図書館職員問題を考える」『みんなの図 書館』No 176, 1991 1, p17-21 参昭はp20
- 12) 西藤寿大郎「司書職制度に関する一考察」『間宮不 二雄先生喜寿記念図書館字論文集』間宮不二雄先 生喜寿記念図書館字論文集刊行会編・刊 1968, p 231-245 参昭は p 238
- 13) 住9の文献,参昭はp4
- 14) 凊水正三「司書の役割」『生涯字習と公共図書館』 北嶋武彦編 全日本社会教育連合会, 1989, p 105-126 参昭は p 107
- 15) 庄7の文献, 引用は p 77
- 16) 薬袋秀樹「貸出業務の専門性」『図書館雑誌』Vol 89, No 6, 1995 6, p 465-468 参昭は p 466-467 配架, 書架整理にも専門的意義があることを指摘 している。
- 17) 大庭一郎「米国の公共図書館における専門的職務 と非専門的職務の分離-1920年代から1950年代ま てを中心に」『図書館字会年報』 Vol 40, No 1, 1994 3, p 11-39
- 18) 大庭一郎「米国の公共図書館の貸出業務における 専門的職務と非専門的職務の分離-1920年代から 1950年代まてを中心に」『図書館学会年報』Vol 42, No 4, 1996 12, p 199-215
- 19) 司書7470人, 司書補419人が配置されている (兼 任・非常勤含む)(1993年10月現在)。(文部省『社 会教育調査報告書』平成5年度,1994,p150-151)
- 20) 小林重幸「弱き者その名は 」 『図書館雑誌』 Vol 48, No 10, 1954 10, p 355-357 引用はp 356
- 21) 島田修一「社会教育法」『教育法』自由国民社, 1974, p337-466 参昭はp380
- 22) 作山亭「佉的にみた図書館員の研修権について」 『みんなの図書館』No 143, 1989 4, p 28-31
- 23)「相当する」は「同等以上」と同義てある。(宮地 茂『改正社会教育法解説』全日本社会教育連合会, 1959, 225p 参昭はp89)
- 24) 森正克「調布市立図書館の司書職制度への歩み」 『図書館雑誌』 Vol 80, No 4, 1986 4, p 207-210 参昭は p 210
- 25) 庄4の文献、参昭はp112
- 26) 塩見昇「司書養成のカリキュラムをめくる当面の 課題」『図書館雑誌』 Vol 81, No 6, 1987 6, p 334-335
- 27) 福原匡彦『社会教育法解説』全日本社会教育連合 会, 1976, 107p 参昭は p 52 「或る程度の社会教 育又は字校教育の経験年数の上に、社会教育主事

- 講習の修了を要件とする|
- 28) 裏田武夫, 小川剛編『図書館法成立史資料』日本 図書館協会, 1968, 473p
- 29) 岡田温「終戦直後図書館界大変動期の回顧(2)」 『図書館界』 Vol 20, No 2, 1968 7, p 38-74 「資 料」p47-74
- 30) 「図書館*法*案要網」 Œ28の文献, p 343-348 参照 は p 345
- 31) 「平成9年度司書およひ司書補の講習 | 『図書館雑 誌』 Vol 91, No 4, 1997 4, p 231
- 32) 石塚正成『図書館通論』改訂増補, 明冶書院, 1970, 364p 参照はp290
- 33) 上野武彦「「司書」を論す」 『大阪府立図書館紀要』 No 2, 1966 3, p 1-7 引用は p 6
- 34) 圧7の文献, 引用はp77
- 35) 井内慶次郎『図書館法-逐条解説』『社会教育』 Vol 5, No 7付録, 19507, 80p 引用はp36
- 36) 庄10の文献,参昭は p 353
- 37) 東京の図書館に司書職制度の確立をめさし陰山さ ん(荒川図書館)の不当配転闘争を支援する会編 『陰山さん(荒川図書館)の不当配転闘争資料集』 第4集、1977、275p 引用はp165-166
- 38) 多田克之「司書職制度に関する一考察」『みんなの 図書館』No 12, 1978 7, p 57-65 参照は p 60, 63
- 39) 久保輝巳『公共図書館職員論』八千代出版, 1983, 276p 参昭は p 103
- 40) 小野格士編「図書館職員配転問題の地方人事委員 会裁决を批判する-東京都人事委員会裁决にたい する見解と分析 | 『現代の図書館』 Vol 19, No 2, 1981 6, p 79-104 参照は p 80, 84
- 41) 松岡要「1980年代の図書館法をめくる状况」 『図書 館法を読む』補訂版 森耕一編 日本図書館協会, 1995, p 199-214 参昭は p 212
- 42) 庄5の文献
- 43) 「公共圖書館法案」 庄28の文献, p 280-291 引用は p 284
- 44) 「図書館法案要綱」 圧28の文献、参照は p 346
- 45) 圧29の文献,参照はp47
- 46) 「図書館 法案 ((私) 研究用)」 圧29の文献, p69-71 参昭はp70
- 47) 圧39の文献,参照は p 85
- 48) 「公立図書館設置およひ運営の基準案-文部省社会 教育審議会施設分科会小委員会報告」『図書館雑 誌』Vol 61, No 3, 1967 3, p 130-132
- 49) 加藤有次編『日本の博物館の現状と課題』雄山閣 出版, 1980, 280p (博物館字講座 3) 参昭は

p59-62

- 50) 「図書館法案要綱」庄28の文献,参照は p 346
- 51) 庄7の文献, 引用は p 78
- 52) 圧8の文献、引用はp69
- 53) 庄7の文献, 引用はp77
- 54) 中村幸夫「名古屋市における司書職制度の形成と
- 問題点」「中部図書館字会誌」 Vol 21, No 3, 1980 3, p 1-19 参照は p 11-13
- 55) 林修三ほか編『法令用語辞典』第6次改訂版 字 陽書房, 1986, 729p 引用はp304, 97
- 56) 渋谷国忠「図書館法」「図書館ハンドフック」 増訂 版 日本図書館協会, 1969, p79-90 参照は p83

Study of the Provisions on Professional Personnel of the Library Law: The Article 4, Article 5, Article 13

Hıdekı MINAI

University of Library and Information Science

The Article 4, Article 5, Article 13 of the Library Law prescribe the duties, qualifications, and posting of the professional personnel. The purpose of this paper is to elucidate the spirit and problems of the provisions through the examination of related literature and comparison with museum workers and social education directors. As a result, the following points were found.

- (1) Insufficiencies can be observed in the job specifications, grading and distribution of duties, requirements and methods to acquire qualifications, and posting of the librarians and assitant librarians.
- (2) Methods to acquire qualifications lack in flexibility, despite the low level of educational background required to obtain qualifications
- (3) Valid regulations are not laid down for the members of the library staff who are in charge of clerical work.
- (4) The important document "Sisyo oyobi sisyoho no syokumu naiyo" has not been put to use
- (5) Comparison has not been made with professional personnel including museum workers and social education directors.